「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業 新規

令和７年度概算要求額　16億円（－億円）

事業の目的

○　乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「１歳６か月児」及び「３歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「３から６か月頃」及び「９から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「１か月児」及び「５歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。

※　本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「１か月児」及び「５歳児」の健康診査の実施を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

①１か月頃の乳児　及び　②５歳頃の幼児

◆ 内　容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

①１か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

②５歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

（１）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。

（２）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

【実施主体】市町村　　【補 助 率】国1/2、市町村1/2

【補助単価】① 6,000円／人（原則として個別健診）　② 5,000円／人（原則として集団健診）

こどもまんなか こども家庭庁

こどもの居場所づくり支援体制強化事業 新規 推進枠

成育局 成育環境課

令和７年度概算要求額　13億円（一）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、３年間で集中して支援を行い推進する。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
・居場所マップの作製・配布
・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施　　等

(3) こどもの居場所づくりコーディネーターの配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

・早朝のこどもの居場所づくり　・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
・ユースを中心とした居場所づくり　・居場所づくりに関する中間支援　　等

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村　　【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】１都道府県あたり　7,206千円　１指定都市あたり　5,622千円
１特別区・中核市あたり　3,543千円　１市町村あたり　2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村　　【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】１都道府県あたり　4,552千円　１指定都市あたり　4,134千円
１特別区・中核市あたり　3,886千円　１市町村あたり　2,130千円

(3) こどもの居場所づくりコーディネーターの配置等支援

【実施主体】都道府県、市区町村　　【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】ⅰ）コーディネーター配置　15,200千円（３名以上配置の場合）
（１実施主体あたり）　10,259千円（２名配置の場合）
5,318千円（１名配置の場合）
ⅱ）居場所立ち上げ支援（１か所あたり）　50千円

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】国 10/10
【補助基準額】１団体あたり　5,000千円（上限）※同一団体の同一事業は採択しない。

令和７年度予算概算要求の概要（虐待防止対策関係）

【主な概算要求の内容】
　加速化プランに基づき、児童虐待防止施策等の更なる強化を図り、多様なニーズを持つこども・若者に対する包括的な支援体制を構築する。また、子ども・若者育成支援推進法において、支援に努めるべき対象とされたヤングケアラーについて取組を強化し、支援の促進を図る。

1　こども家庭センターの設置促進及び専門性の強化

・　**こども家庭センターの人員体制強化**について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。また、こども家庭センター職員に対する、**組織構成・マネジメント、統括支援員の実務に関する研修等の実施に係る補助を行い、こども家庭センター職員の専門性の強化を図る。**

2　児童相談所の体制強化及び一時保護施設の環境改善の推進

・　**児童相談所の人材確保のため、職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築や、業務負担軽減・効率化に向けたシステムの高度化を図るとともに、一時保護施設において**、こどもの個別性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、**職員配置等の環境改善を図る。**
　また、令和７年度から導入される**一時保護開始時の司法審査に伴い、当該事務を行う職員配置**に必要な支援や、　性的虐待等を受けたこどもに行う**被害事実確認面接を実施する職員への研修受講等に係る補助**、児童福祉司の任用要件の１つとして位置づけられた**「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得が進むよう受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助を行い**、職員の体制強化及び専門性向上を図る。

3　こども・若者視点からの新たなニーズへの対応

・　虐待等により家庭に居場所がないこども・若者がそのニーズに合わせて支援が受けられ、**宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）**に対する補助、様々な困難に直面する学生等に対し、生活物資をアウトリーチ型で届けること等をきっかけとして、**若者との新たなつながりを生み出し必要な相談支援につなげる取組に対する補助**を行い、こども・若者視点からの新たなニーズへの対応するための施策を推進する。

4　ヤングケアラーの実態把握の促進及び支援体制の強化

・　ヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるため**定期的な実態調査の実施のための初期経費についての補助**、都道府県等において、**１８歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を行うコーディネーター配置のための補助を行い**、ヤングケアラー支援体制の充実を図る。

※赤字部分が令和７年度概算要求における新規事項。その他は令和６年度も支援を行っており、事業に取り組んでいる自治体の取組事例をこども家庭庁ＨＰ等でご紹介。参考にしていただき、今年度からの実施について積極的にご検討ください。
（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金に係る変更交付申請の受付は、１１月頃を予定。）

こどもまんなか こども家庭庁

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業 新規

支援局 総務課

令和７年度概算要求額　2.6億円（－億円）

事業の目的

- 最新の調査（令和４年度）では、小中学校の不登校のこどもが過去最多の約30万人になるとともに、そのうちの約４割（約11万人）に当たるこどもが、学校内外で相談等を受けていない状況となっており、一人一人の状況に応じた適切な支援が届いているとはいえない。
- 学校につながりがもてず、また、地域社会とのつながりももてずにいるこどもを含め、不登校のこども・保護者の悩みやニーズ等に対し、各地域において、こどもの育ちの点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援することにより、不登校のこどもへの包括的で切れ目ない支援モデルを創出し、社会的な自立につなげることを目的とする。

事業の概要

- 地域において、不登校のこどもの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証
- 地域の不登校総括支援員（仮称）が、こどもや保護者の悩みやニーズに応じ、一人一人に応じたサポートを行うために、関係行政機関・医療機関・民間施設等へのつなぎ・働きかけを行うなどにより、地域における包括的で切れ目ない支援体制を構築

（時期に応じた支援の例）

◆休み始める時期
- ・不登校のこどもの今後の見通しや地域の支援メニューに関する情報提供等の相談支援
- ・不登校のこどもの発達特性に応じた医療や福祉等の専門機関と連携した生活等の支援

◆家庭で過ごし休養する時期
- ・家庭で過ごす不登校のこどもへの支援
- ・行政機関と民間施設等が協力した相談会の開催
- ・自治体における民間施設等の情報提供

◆回復傾向にあって他者との関わりが増える時期
- ・民間施設等を利用するこどもの通所送迎支援
- ・民間施設等における、学校生活や生活リズムに慣れない小学校低学年のこどもに対する支援
- ・民間施設等における、高校生へのキャリア形成に向けた支援

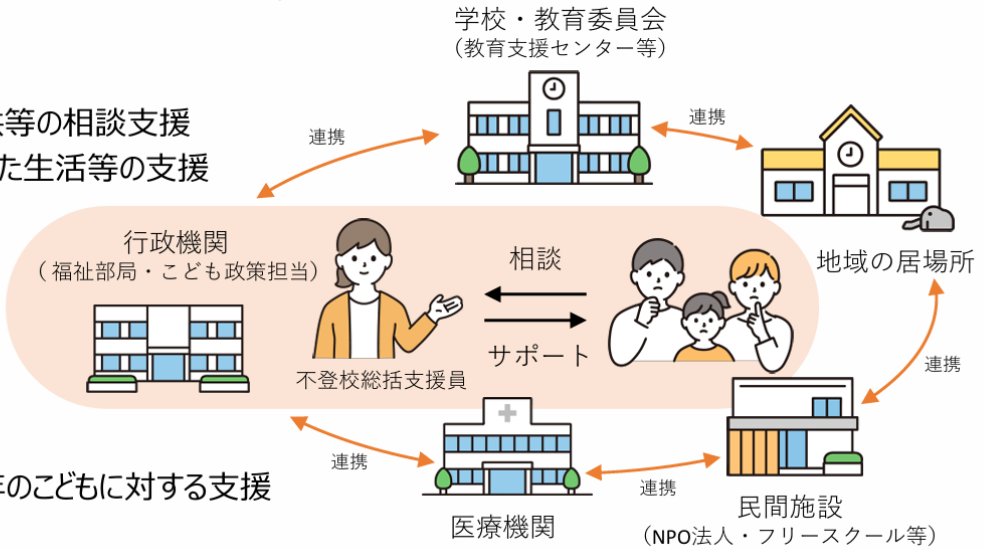

実施主体等

【委託先】都道府県・市区町村

こどもの性暴力防止法・日本版DBS法の要点

●法律制定の趣旨：こどもを対象にした性暴力が、生涯にわたって回復しがたい重大な影響を与えるとして、学校だけでなく民間の事業者を含め広く、教員や保育などの従事者による性暴力を防止することを義務づけ

●性暴力を防止する手段のひとつとして、事業者に、特定の性犯罪の前科の有無を確認することを義務付け、違反した場合、公表などの対象にする

●この仕組みが、いわゆる「日本版DBS」
DBS（Disclosure and Barring Service）：教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み

●義務となる施設：学校や認可保育所など、法律上、認可の対象となっている施設は「義務」

児童養護施設や障害児の入所施設、児童発達支援なども義務

●その他については、「認定制度」を設けて、研修や相談体制の整備など、一定の条件をクリアした場合は、前科の確認の対象

- 放課後児童クラブ＝いわゆる学童クラブや認可外の保育施設のほか、学習塾やスイミングスクール、ダンスなどの芸能を教えるスクールなど、民間事業者も一定の体制があれば対象となり、認定を受けた事業者は国が公表
- 派遣や委託、無償のボランティアなどであっても、子どもに接する業務の性質によって対象

●確認する性犯罪の対象期間

- 確認する性犯罪は、不同意わいせつなどの刑法犯だけでなく、痴漢や盗撮などの条例違反も含む
- 性犯罪歴の確認の対象となる期間は最長で20年
- 拘禁刑で実刑の場合は、 刑の執行終了から20年、執行猶予の場合は、裁判の確定日から10年、罰金刑の場合は、 刑の執行終了から10年

●具体的な性犯罪歴の確認手順

- 事業者がこども家庭庁に申請、その際に業務に就く予定の人が戸籍情報などの必要書類を提出するなど、本人も関わる
- 照会した結果、対象の性犯罪歴がなければ、「犯罪事実確認書」がそのまま事業者に交付
- 犯罪歴があった場合は、まず本人に事前に通知し、2週間以内であれば、訂正を請求できるほか、結果を受けて本人が内定を辞退すれば、事業者には犯罪歴が通知されることなく、申請が却下される

こどもに対する性犯罪・性暴力の現状

令和４年における、**少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数は2,776件**で、前年より増加。

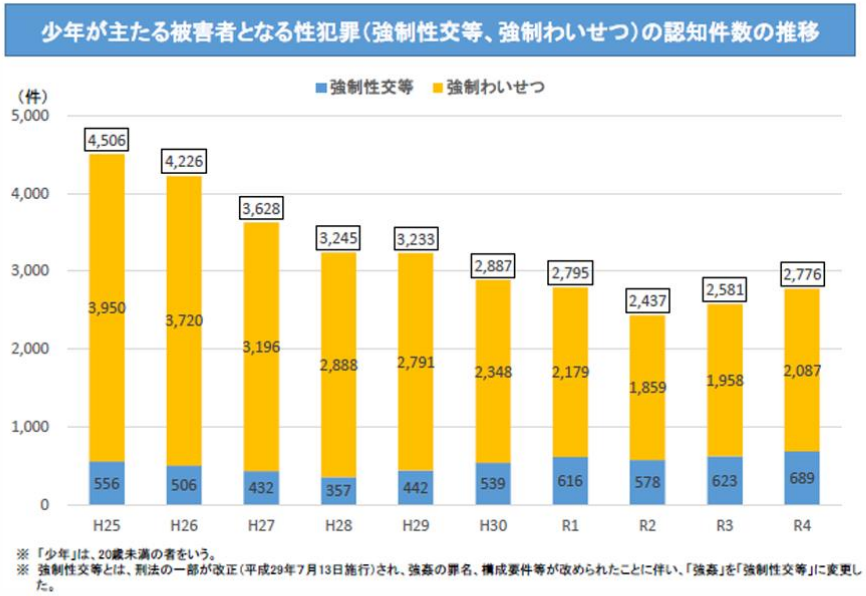

（出典）子供の性被害の現状と取組について　警察庁生活安全局人身安全・少年課

令和４年における**児童ポルノ事犯の検挙件数3,035 件、検挙人員2,053 人、 被害児童数は1,487 人**で、いずれも前年より増加。

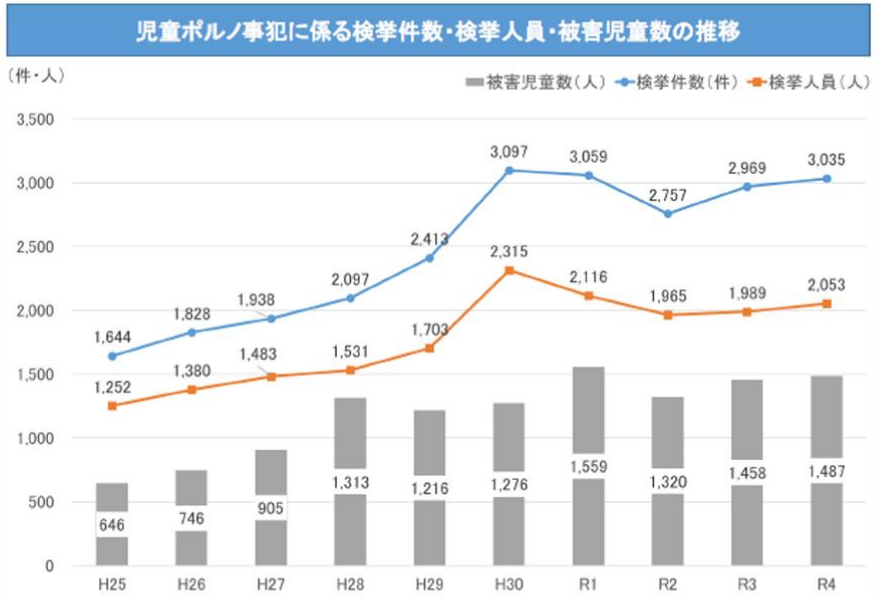

教員性暴力等防止法に基づく、児童生徒性暴力等により教員免許状が失効・取上げとなった**特定免許状失効者**等としてデータベースに登録されている件数：

２，４９８件

（出典：文部科学省「特定免許状失効者管理システムの稼働状況」令和６年４月１日時点）

保育士について、児童福祉法に基づくデータベースに登録されている児童生徒性暴力等を行ったことにより**登録を取り消された者**の件数：

９７件

（出典：こども家庭庁「保育士特定登録取消者管理システムに係る現在のデータ登録状況」令和６年４月１日時点）

9.【こどもまんなかまちづくり】と議会への期待

こどもまんなかまちづくり

【こどもまんなかまちづくり】は
【こども家庭庁】の基本姿勢である
①こどもの視点、子育て当事者の視点
②地方自治体との連携強化
③NPOをはじめとする市民社会との対話・連携・協働
を踏まえつつ
こどもの最善の利益の保障、ウェルビーイングの実現を理念とする【こども基本法】に基づき
特にこどもや若者の意見を
年齢や発達の程度に応じて政策に反映しつつ、
国、自治体、家庭、学校、地域関係団体、企業、NPO等
多様な主体による
【連携】【協働】によって推進される

首長と議会の二元代表制による自治体における「協働」の意義

民学産公官の協働による「こどもまんなかまちづくり」の実現には

二元代表制における首長部局と議会、
こども若者を含む住民との
目標の共有と
地域の実情に適合的な創意工夫による取組が不可欠！

- 国の議院内閣制と異なる自治体における「二元代表制」の意義
- 基礎自治体を代表するのは市区町村長と市区町村議会の議長
- 市民によって信託される市長と市議会の緊張と協調が市政の安定に不可欠
- 各種条例、憲章等を含む市政の重要な理念・方針等には議会の議決が不可欠
- 議会提案条例もある
- 常任委員会・特別委員会等での適切な説明の必要性

ご清聴ありがとうございます！

杏林大学客員教授
こども家庭庁参与
前東京都三鷹市長　(2003年～2019年)
元全国市長会こども子育て施策担当副会長 (2016年～2019年)

清原慶子

https://www.kiyohara-keiko.org

講師による最近の寄稿等

●「【誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども家庭庁」】Child Research Net(CRN)論文・レポート

〇その1:「こども家庭庁設立とこども基本法施行が同時であることの意義」
2023年10月20日配信
https://www.blog.crn.or.jp/report/02/312.html

〇その2:「こどもの意見表明権の保障」2023年10月27日配信
https://www.blog.crn.or.jp/report/02/313.html

〇その3:「こどものいじめの予防と対策について」2023年12月8日配信
https://www.blog.crn.or.jp/report/02/316.html

〇その4:「こども大綱」について2024年2月16日配信
https://www.blog.crn.or.jp/report/02/318.html

〇その5:「孤独・孤立対策推進法」の施行と「こどもの居場所に関する指針」について
2024年5月10日配信
https://www.blog.crn.or.jp/report/02/320.html

〇その6:乳幼児期の育ちをめぐる課題と「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」について　2024年8月30日配信
https://www.blog.crn.or.jp/report/0 2/323.html

〇その7:こども・若者の性被害を防止する「日本版DBS法」について　2024年9月20日配信
https://www.blog.crn.or.jp/report/02/324.html

講師による最近の寄稿等

●コラム『自治：「自治体こども計画」にこども・若者の参画を』
『自治日報』紙2024年3月18日号
●「基礎自治体の民主主義 ―「市民参加」と「協働」の理念と実践ー 石井洋二郎編『リベラルアーツと民主主義』水声社 2024年2月
●「第4期教育振興基本計画の策定」「こども家庭庁の発足と取組」
『最新教育動向2024』明治図書 2023年12月
●コラム『自治：「こどもまんなかまちづくり」で未来を切りひらく』
『自治日報』紙2023年6月19日号
●巻頭言「こどもまんなか社会」のために地方議会は積極的な取組みを！
『全国市議会議長会・全国町村議長会共同編集『地方議会人』2023年4月号（株）中央文化社
●「こども家庭庁」設立と「こども基本法」施行により自治体が推進する「こどもまんなか社会」の政策の方向性（特集：こども主体の教育・環境を考える）『地域開発』2023年冬号（一財）地域開発センター
●こども家庭庁の設立と都市自治体のこども政策の方向性（特集：これからの都市自治体の子ども・子育て施策）『市政』2023年1月号 全国市長会
●巻頭言：「こども家庭庁」の設立と「こども基本法」の施行に向けて、こどもの生涯学習を考える
『埼玉教育』第76巻第5号 埼玉県立総合教育センター 2023年1月
●「住民・地域コミュニティのためのDX――これからの自治体DXを担う職員像を“カキクケコ”を頭文字とするキーワードで考える」『自治実務セミナー』2022年9月号（特集1住民・コミュニティ行政のDX）（第一法規）
●「地域情報化政策の系譜から地域コミュニティのデジタル化を考える」『地域開発』2022年春号（一財）地域開発センター

参考資料：
こども未来戦略の概要
こども家庭庁来年度予算概算要求の抜粋

こども未来戦略 「加速化プラン」施策のポイント （R5.12）

Ⅰ. 若い世代の所得向上に向けた取組

✓賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の２つの好循環）
✓三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
✓非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

✓所得制限を撤廃
✓高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
✓第３子以降は３万円

支給金額	３歳未満	３歳～高校生年代
第１子・第２子	月額１万５千円	月額１万円
第３子以降	月額３万円	＊多子加算のカウント方法を見直し

→ ３人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

✓出産・子育て応援交付金
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（５万円相当×こどもの数）

✓伴走型相談支援
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 → 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2 出産費用の保険適用の検討
2026年度を目途に検討

高等教育（大学等）

高等教育費の負担軽減を拡充 **2024年度から実施**
- 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯等に拡充
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする **2025年度から実施**

✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 **2024年度から実施**
✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化 **2024年度から実施**

子育て世帯への住宅支援

✓公営住宅等への優先入居等
今後10年間で計３０万戸 **実施中**

✓フラット35の金利引下げ
こどもの人数等に応じて最大１％（５年間）の引下げ **2024年2月から実施**
※住宅の省エネ性能が高い場合等は、６年目以降も金利引下げの対象となる場合あり

出典：こども家庭庁

こども未来戦略 「加速化プラン」施策のポイント （R5.12）

2．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓「こども誰でも通園制度」を創設

・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）
※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓保育所：量の拡大から質の向上へ

・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1

4・5歳児は2024年度から実施、
1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施

・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善

2023年度から実施

・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充

2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓多様な支援ニーズへの対応

・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化

2023年度から順次実施

・児童扶養手当の拡充

拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）

・こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

2024年度から実施

出典：こども家庭庁

こども未来戦略 「加速化プラン」施策のポイント （R5.12）

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の
育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年）　※2022年度：17.13%

→ 男性育休を当たり前に

✓育児休業取得率の開示制度の拡充　2025年度から実施

✓中小企業に対する助成措置を大幅に強化　2024年1月から実施
- 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に　2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

✓子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

令和6年5月31日から
1年6月以内に政令で定める日から実施

✓時短勤務時の新たな給付　2025年度から実施
→ 利用しやすい柔軟な制度へ

✓国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置　2026年10月から実施

出典：こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進

一部新規
一部推進枠

成育局 成育基盤企画課

令和７年度概算要求額　2.0億円（36百万円）

事業の目的

- 令和５年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**（妊娠期から小１まで）**から生涯にわたるウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、**「１．『はじめの100か月の育ちビジョン』の普及啓発」「２．『はじめの100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成」「３．『はじめの100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究」**を３年間で集中的に実施。
- これらの実施と相互の有機的な連携により、**全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**し、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

１．「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

①　**「はじめの100か月の育ちビジョン」の効果的な広報**

本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、**「はじめの100か月」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、様々な効果的な広報**を実施。

②　**「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発コンテンツ作成**

✓**こども・若者**（小中高生や大学生）**向けに、乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなパンフレット・動画等を作成**。

✓**企業向けに、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すパンフレット・動画等を作成**。

２．「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成

本ビジョンを踏まえて、「はじめの100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出**。

令和６年度までのモデル事例を踏まえ、自治体等においてコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた地方キャラバンの開催や事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図る。

３．「はじめの100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究

「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、**「こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない育ちの保障」や「乳幼児の保護者・養育者への支援・応援」、「地域社会と乳幼児の関わり」等に関する調査研究**を行う。

実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託先】　１．民間企業等　２．統括事業者＋自治体・民間団体等10か所程度（475万円／１件）　３．学術機関・民間企業等

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等におけるICT化推進等事業①

拡充

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和７年度概算要求額　589億円の内数（459億円の内数）

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。

事業の概要

（１）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。

（２）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。

（３）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

（４）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。

（５）保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

（６）児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

（７）医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。

（８）今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。

（９）こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、（１）の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

保育所等におけるICT化推進等事業②

拡充

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体

【補助基準額】（１）(ｱ)業務のICT化等を行うためのシステム導入

１機能の場合・・・１施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合： 70万円）
２機能の場合・・・１施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合： 90万円）
３機能の場合・・・１施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
４機能の場合・・・１施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※１施設１回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(ｲ)翻訳機等の購入　１施設当たり：15万円

（２）認可外保育施設における機器の導入　　１施設当たり：20万円

（３）病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ｱ)１自治体当たり：5,000千円　(ｲ)１施設当たり：1,000千円

（４）研修のオンライン化事業　１自治体当たり：4,000千円

（５）保育士資格取得等に係るシステム改修　総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

（６）児童館のICT化を行うためのシステム導入　１施設当たり　50万円※１施設１回限り対象

（７）医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入　１施設当たり　20万円

（９）こども誰でも通園事業所のICT化等を行うためのシステム導入

ICT未導入の場合・・・１施設当たり　50万円、ICT導入済みの場合・・・１施設当たり20万円

【補助割合】（１）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４　（＊）国：２／３、市区町村：１／12、事業者：１／４

（２）国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４（＊）国：２／３、都道府県・市区町村：１／12、事業者：１／４

（３）(ｱ)国：１／２、市区町村：１／２　(ｲ)国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

※(ｱ)について、管内の病児保育施設の７０％以上に予約システムを導入した自治体　国：２／３、市区町村：１／３

（４）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２　（５）国：１／２、都道府県：１／２　（６）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

（７）国：１／２、市区町村：１／２

（８）国：定額

（９）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

※（１）～（３）、（９）について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：１／２、自治体：１／２　（＊）国：２／３、自治体：１／３

（（１）～（２）は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。）

（＊）自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士宿舎借り上げ支援事業

見直し

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和７年度概算要求額　589億円の内数（459億円の内数）

事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

事業の概要

【対 象 者】 採用された日から起算して５年以内の常勤の保育士

※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

《見直し》

⇒令和６年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（採用された日から起算して６年→５年以内）を行う

実施主体等

【実施主体】　市区町村（※）

※実施要件について、令和７年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。

【補助基準額】　月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】　国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※特別区及び財政力指数が１.0を超える自治体：3/8（国：3/8、事業者：1/4）

こども家庭庁

医療的ケア児保育支援事業

拡充　見直し

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和７年度概算要求額　589億円の内数（459億円の内数）

事業の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業の内容

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。

体制整備等

＜自治体＞

検討会の設置

ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

【自治体による看護師確保】
自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。

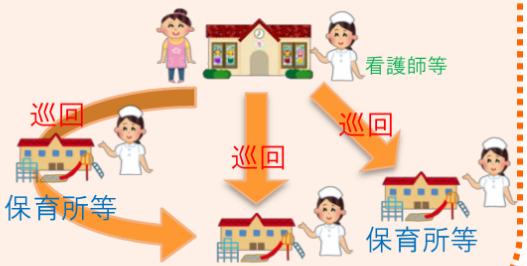

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

［基本分単価］

①	看護師等の配置	1施設当たり	5,290千円
	（２名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算）		
	さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が巡回して対応する場合	1自治体当たり	5,010千円

［加算分単価］

②	研修の受講支援	1施設当たり	300千円
	※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。		
③	補助者の配置	1施設当たり	2,232千円
④	医療的ケア児保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,232千円
	（喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算）		
⑤	ガイドラインの策定	1市区町村当たり	577千円
⑥	検討会の設置	1市区町村当たり	360千円
⑦	医療的ケア児の備品補助	1施設当たり	10万円
	（医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品　例：抱っこひも・ベッド等）		
⑧	災害対策備品整備	1施設当たり	10万円
	（災害対策として停電時等に必要となる備品　例：外部バッテリー・手動式吸引器等）		
⑨	園外活動移動支援加算	1施設当たり	4万円【拡充】

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：１/２、都道府県・指定都市・中核市：１/２
国：１/２、都道府県：１/４、市区町村：１/４
＊医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。
国：２/３、都道府県・指定都市・中核市：１/３
国：２/３、都道府県：１/６、市区町村：１/６

こどもまんなか こども家庭庁

児童相談所体制整備事業 拡充

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和７年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官ＯＢ等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。さらに、令和４年改正児童福祉法により、令和７年度から一時保護開始時の司法審査が導入されることから当該事務を行う職員の人件費について補助を行い、体制強化を図る。

事業の概要

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
  児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業
  児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業
  夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所ＯＢ等の非常勤の職員等を配置する。
- ④ 司法審査対応職員配置事業
  令和４年改正児童福祉法により、令和７年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置する。
- ⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業
  虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。
- ⑥ ＳＮＳ等相談事業
  児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するＳＮＳ等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。
- ⑦ 通訳機能強化事業
  日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助基準額】（①～⑤：児童相談所１か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市１か所当たり）
① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大17,259千円
④ 司法審査対応職員配置事業 最大5,148千円 ⑤医療連携コーディネーター事業 4,436千円
⑥ ＳＮＳ等相談事業 41,316千円 ＤＶ相談も併せて行う場合 31,616千円を加算 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円
【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

こども家庭庁

ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

拡充 推進枠

支援局 虐待防止対策課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和７年度概算要求額　293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、**支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、**個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的（**少なくとも年に１回程度**）行うことが重要としている。
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員（要対協、子若協の構成機関を含む）がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照（https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer）

事業の概要

- **①実態調査・把握**
  市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施
  都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施
- **②実態調査スタートアップ加算** 拡充
  実態調査を定期的（少なくとも年に１回程度）に実施するには、自治体の負担軽減（調査コスト等）が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築（例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等）を実施
- **③関係機関職員研修**
  ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、子ども本人や保護者、関係機関※2、専門職員、支援者団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施

※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉ｾﾝﾀｰ、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療ｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ、学校、教育委員会、ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ、地域包括ｹｱｾﾝﾀｰ、介護保険事業者、障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所、市町村保健ｾﾝﾀｰ、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等

実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3	都道府県、市区町村		
実施事業 ＼ 実施主体	１都道府県、指定都市あたり	１中核市・特別区あたり	１市町村あたり
①実態調査・把握	6,100千円	3,153千円	1,709千円
②実態調査スタートアップ加算 拡充	2,123千円	1,930千円	1,737千円
③関係機関職員研修	4,174千円	2,484千円	1,812千円
補助率	国：2/3、実施主体：1/3		

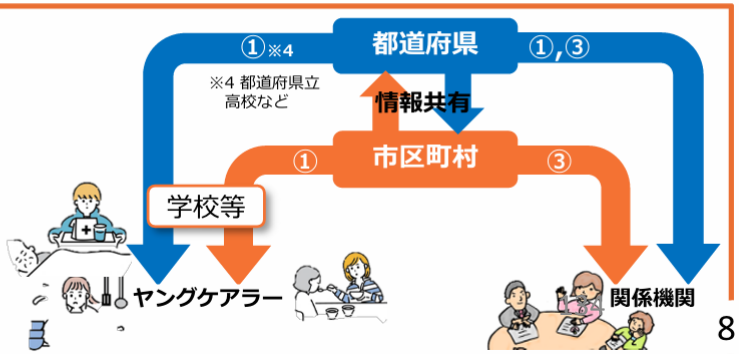

ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ） 拡充 推進枠

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和７年度概算要求額　197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

事業の概要

【拡充内容】
○個々の補助メニューごとに設けていた補助単価（上限額）を撤廃する。
○自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

就業支援事業
・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 等

就業支援講習会等事業
・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業
・求人情報の提供　・電子メール相談 等

在宅就業推進事業
・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業
・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

就業環境整備支援事業
・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

その他就業・自立支援に資する先駆的な取組み（新規）
・就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組みによる支援

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村　※都道府県・指定都市・中核市と一般市等の区分けを撤廃

【補 助 率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所あたり　**43,891千円**

離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ） 拡充 推進枠

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和７年度概算要求額　197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活について考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施に資する取り組みを実施する。

事業の概要

【拡充内容】
○「親子交流支援」の実施要件について、18歳到達後の３月末まで対象とし、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
○「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

（１）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（２）親支援講座

① 親支援講座　養育費や親子交流の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
② 情報提供　親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

② 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携を図る。

③ 戸籍抄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。

④ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。

⑤ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。

⑥ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用の支援を行う。

⑦ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

⑧ 養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受け取りに係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。

⑨ 同行支援
養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。

⑩ 親子交流支援
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

⑪ その他先駆的な取組
①～⑩のほか、養育費や親子交流の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

（４）状況やニーズに応じた支援（新規）

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理カウンセラーの配置）、**「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」**（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）
【補助率】 国　1/2　　都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村　1/2　　【補助単価】1自治体当たり **40,029千円**